

「消費者力検定」受験のための対策講座を実施します！

京都市では、消費者力検定の受験に向けた対策講座を下記のとおり開講します。あわせて、受講者のための消費者力検定を実施します。

【受験対策講座の日時・テーマ（予定）】

平成21年10月14日（水）	10:00～12:00, 13:00～15:00	受験対策講座「衣生活、食生活、住生活、環境」
平成21年10月15日（木）	10:00～12:00, 13:00～15:00	受験対策講座「契約、悪質商法、サービス、生活経済」
平成21年10月22日（木）	10:00～12:00, 13:00～15:30	受験対策講座「総論と最近の消費者問題」 模擬試験と解答解説

【消費者力検定試験の日時】

平成21年11月8日（日）	10:00～12:00（試験は80分間）	消費者力検定試験
---------------	----------------------	----------

- 会 場 京都市市民総合相談課研修室（8ページのとおり）
- 講 師 財団法人日本消費者協会派遣講師 他
- 定 員 60名（先着順，9月1日（火）～10月5日（月）の間，受付。定員になり次第，締切。）
- 教 材 消費者力検定受験対策テキスト2冊
- 費 用 3500円（消費者力検定試験受験料）
- 主 催 京都市
- 共 催 京都生活協同組合，NPO法人コンシューマーズ京都（京都消費者団体連合会）
- 対 象 18歳以上の方
- お申し込み先 京都いつでもコール（京都市市政情報総合案内コールセンター）



電話：661-3755 FAX：661-5855

上記へ電話もしくはFAXでお申し込み下さい。申込み時は、氏名、住所、郵便番号、電話番号をお伝えください。

Q1 答え：①

登録した覚えがないということは契約は成立していないと考えられ、登録料を支払う必要はありません。連絡をとると相手に個人情報を与えてしまう危険性があるので避けたほうがよいといえます。

Q2 答え：②

契約は法律的強制力を伴い、当事者の意思の一致があれば成立します。（ア）は友人に強制することはできず契約とはいえません。（イ）は鉄道会社との契約です。（ウ）は契約の前段階のもので契約成立とは言えません。（エ）は商品の引渡しがなくともパソコンの購入は成立しており、（イ）と（エ）は契約成立といえます。

出典・参考 財団法人日本消費者協会ホームページ <http://www.jca-web.org/>

広告

借金、離婚など法的トラブルの解決は、まず電話から



法制度や適切な相談窓口を紹介します。

☎0503383-5433

平日/9:00～12:00 13:00～16:00

京都市中京区河原町三条上ル 京都朝日会館9階

法テラス京都



法テラスは、国が設立した公的な法人です。